

社 会 福 祉 法 人 征 峯 会
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム し ら と り
短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人征峯会が開設する特別養護老人ホームしらとり（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供において、利用者が要介護状態等になった場合も可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
 - 4 事業所は、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームしらとり
- (2) 所在地 筑西市上平塚590番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし医師、生活相談員、栄養士、看護職員、機能訓練指導員については、併設の特別養護老人ホームの従業者との兼務とする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 短期入所生活介護従業者
 - ① 医師 1名(非常勤)
医師は、利用者の健康管理や療養上の指導等を行う。
 - ② 生活相談員 1名以上(常勤)
生活相談員は、利用者の生活相談、苦情への対応、又は、事業所に対する指定短期入所生活介護の利用申込に係る調整や、短期入所生活介護計画の作成業務等を行い、処遇の企画や実施等を行うとともに、利用者及び家族からの必要な相談に応じる。
 - ③ 栄養士 1名以上(常勤)
栄養士は、栄養計算や利用者の嗜好、又は、利用者に対する栄養指導等を行い、身体の状態等を踏まえた献立の作成や給食業務等を行う。
 - ④ 看護職員 1名以上(常勤)
看護職員は、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
 - ⑤ 介護職員 1名以上(常勤)
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - ⑥ 機能訓練指導員 1名以上(兼務)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその機能の減退を防止するため、必要な機能訓練等を行う。
 - ⑦ 調理員その他の従業者 1名以上(常勤)
必要な業務などを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日(年中無休)

(2) 営業時間 24時間体制

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員は、入所者の入院等で空床が生じた場合のみ空床の範囲内で受け入れる。

(指定短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事等の介護

- ① 1週間に2回以上の入浴又は清拭の実施
- ② 排泄の介助
- ③ 適切なおむつの交換
- ④ 離床、着替え、整容等の日常生活動作の介助
- ⑤ 栄養価や利用者の嗜好、身体の状況等を踏まえた食事の提供と食事摂取の介助

(2) 機能訓練の実施

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復、又は維持するための訓練を実施する。

(3) 健康管理、看護

事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(4) 相談、助言、生活指導

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対してその相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(5) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額

から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 送迎費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

① 第9条に定める通常の送迎の実施地域内での送迎費用 1,000円（片道）

② 第9条に定める通常の送迎の実施地域以外への送迎費用

ア 実施地域境界区域から片道5km未満

1,000円（片道）

イ 実施地域境界区域から片道5km以上10km未満

2,000円（片道）

以降、片道5km増すごとに1,000円を加算

(2) 食材料及び調理コスト費として、朝食430円・昼食600円・夕食570円を徴収する。

(3) 滞在費 水道光熱費等として1日2300円を徴収する。また、トイレ付居室の場合は1日2500円を徴収する

(4) 理美容代 実費

(5) テレビレンタル料 1日 50円

(6) 電気製品使用料 1日 20円

(7) 電話使用料 電話を掛けた場所、利用時間に応じて実費相当分

(8) タオルレンタル料 一回（バスタオル タオル） 100円

(9) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収する。

5 サービス提供にあたって、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

6 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することができる。その場合、予め利用者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、筑西市、結城市の全域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、指定短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の発生予防、及びまん延防止のために必要な措置を講じ、その対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は指定短期入所生活介護を利用するにあたっては、入所生活上の日課や規律を守り、指定短期入所生活介護従業者の指示に従わなければならない。

(緊急時における対応方法)

第12条 短期入所介護従業者は、指定短期入所生活介護を実施中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 指定短期入所生活介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、短期入所生活介護従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法や避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮

をとる。

- 2 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

(苦情処理)

第14条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い報告する。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い報告する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、秘密を保持することを厳守する。
- 3 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 4 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 6 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定 (責任者：施設長 埜 律雄)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(3) 虐待防止のための指針の整備

(4) 虐待に関する相談窓口の設置

(5) 虐待を防止するための定期的な研修の実施 (年2回)

(6) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又は住民の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人征峯会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成17年 3月28日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成20年 7月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成20年 8月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成21年10月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成27年 6月 1日から改正施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から改正施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から改正施行する。
- この規定は、令和 3年 9月 1日から改正施行する。